

## 審 査 基 準

令和 7 年 6 月 5 日作成

|                                                     |
|-----------------------------------------------------|
| 法 令 名：古物営業法                                         |
| 根 拠 条 項：第 5 条第 4 項                                  |
| 処 分 の 概 要：許可証の再交付                                   |
| 原権者（委任先）：熊本県公安委員会                                   |
| 法 令 の 定 め：<br>古物営業法施行規則第 4 条第 1 項、第 2 項（許可証の再交付の申請） |
| 審 査 基 準：<br>判断基準は法令の定めによる。                          |
| 標 準 処 理 期 間：1 4 日                                   |
| 申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）                       |
| 問 合 せ 先：申請先の警察署生活安全課（係）                             |
| 備 考：                                                |